

単価契約仕様書

文化市民局文化芸術都市推進室

文化芸術企画課

(担当 中西(努)、中西(智) 電話 222-3119)

件名	京都市久世ふれあいセンター廃プラスチック類収集運搬処理業務委託
契約期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約条件	別紙仕様書のとおり

単価契約仕様書

- 1 件 名 京都市久世ふれあいセンター廃プラスチック類収集運搬処理業務委託
- 2 契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 3 履行場所 京都市南区久世築山町328番地 久世ふれあいセンター
- 4 一般事項

- (1) 本業務は、京都市契約事務規則、関係法令等を遵守するとともに、本仕様書に基づき履行すること。
- (2) 本業務の受注者は、労働基準法及び労働安全衛生法を遵守のうえ、収集運搬処理業務を履行すること。

5 業務内容

処理方法、収集場所及び収集回数等は、以下に定めるとおりとする。

- (1) 本業務は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」ならびに関係法令に従い、久世ふれあいセンターから発生する廃プラスチック類を収集運搬業者が定期的に回収し、積替保管を行わずに処分業者に搬入のうえ、処分するものとする。
- (2) 回収は別表のとおりとする。

種類	収集回数	処理方法	(参考) 排出量目安
廃プラスチック類	1回/月	破砕等	(45リットル袋) 24袋/年間

回収は午前中(9:30～10:30の間)とする(火曜日(休日の場合は翌平日)は休館日のため避ける)。

また、曜日及び回収時間を変更する場合は事前に久世ふれあいセンターに連絡し、協議のうえ了承を得るものとする。

6 支払方法

廃プラスチック類の収集運搬・処理にかかる1袋あたりの単価に基づき、年間に処理した袋数(実績)を乗じたものを委託料とする。委託料は一括払いとし、収集運搬業者の適法な請求に基づき30日以内に支払うものとする。ただし、処理業者への支払いは、委託料のうち廃プラスチック類の処理にかかった分の金額を収集運搬業者から支払うものとする。

7 その他

- (1) 万一、作業中に施設等を破損した場合は、久世ふれあいセンターに即時報告し、受託者の責任においてこれを補修するものとする。
- (2) 受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく契約書及び添付書類等必要な書類を受注者の負担で用意すること。
- (3) 受注者は、毎月の廃プラスチック類処理のマニフェストを提出すること。
なお、マニフェストは受注者の負担で用意すること。
- (4) 本仕様書に掲げる以外の業務の必要性が生じた場合は別途契約する。
- (5) その他必要な事項はその都度協議のうえ、決定するものとする。